

組換え実験 ヒヤリ・ハット集

遺伝子組換え生物の二種使用に当たっては、

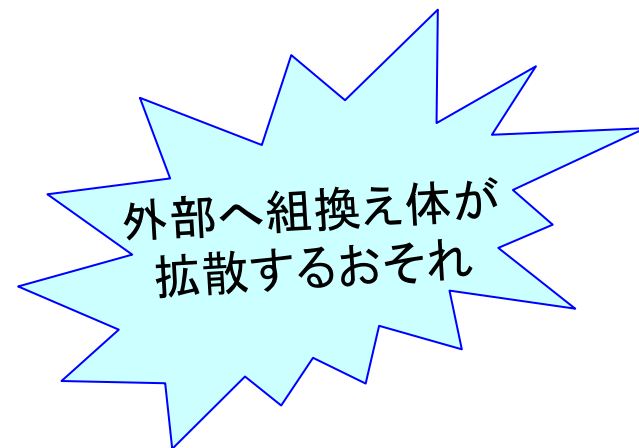
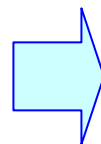
「**拡散防止措置**」を執る = 組換え生物を外部に拡散させない
ことが重要です。

省令に定められた拡散防止措置を執りつつ、

このヒヤリ・ハット集も参考に、事故を未然に防ぎましょう。

例えば・・・

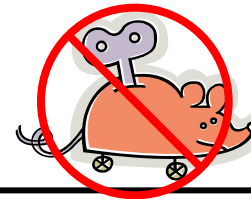
- 実験室の扉を開けたまま実験した
- 拡散防止措置を執らずにマウスを運搬した
- 遺伝子組換え生物等を不活化せずに廃棄した
- 動物実験室に逃亡防止措置を設置していない
- 動物実験室に「組換え動物飼育中」の表示がない



(H22年7月版)



ヒヤリ・ハット集



事例	解説	再発防止策(例)
<ul style="list-style-type: none">・実験中、マウス数を確認しなかったため、開いた蓋からマウスが逃げたことに気付かなかった。	<ul style="list-style-type: none">・使用前後にマウス数を確認するなど、不慮の逃亡を防ぎましょう。	<ul style="list-style-type: none">・実験時にマウス数を確認 <p>(その他に、ねずみ返し等の設置)</p>
<ul style="list-style-type: none">・不活化未処理のものを、処理済と誤認して廃棄してしまった。	<ul style="list-style-type: none">・廃棄する前に、不活化済みであるか、確認しましょう。・特に、担当者が複数いる場合、連絡ミス等により、誤解が生じる可能性があります。	<ul style="list-style-type: none">・オートクレーブ袋に熱により「処理済」が表示されるシールを添付
<ul style="list-style-type: none">・組換えウイルス由来の試薬を不活化せずに廃棄してしまった。	<ul style="list-style-type: none">・特に組換えバキュロウイルスを利用して作成された酵素など、組換え生物の含有が否定できない試薬は、不活化処理が必要です。	<ul style="list-style-type: none">・購入試薬については、対象製品か確認(パッケージの表示等)
<ul style="list-style-type: none">・実験対象が組換え生物であることを知らされなかったため、不活化しなかった。	<ul style="list-style-type: none">・複数者で分担して作業する場合等には、取扱物が何であるかを、確認しましょう。	<ul style="list-style-type: none">・試料にラベルを貼り、処理方法を明示



その他



事例	解説
大臣確認を受けずに、組換え生物の二種使用等を行ってしまった。	必要な拡散防止措置、大臣確認の要否については、機関内においても十分に御検討下さい。
必要な拡散防止措置を執らずに組換え生物を飼育・栽培してしまった。	
組換え生物等を譲渡等する際に情報提供を行わなかった。	組換え生物等を譲渡等する際には、書面やメール等により、相手方に情報提供しなければなりません
(拡散防止措置は執れていたが、)実験室に「組換え動物飼育中」等の表示がなかった。	組換え生物等を利用する際には、二種省令に基づき、実験室に表示が必要です (例)「P3レベル実験中」 「LSCレベル大量培養実験中」 「組換え動物等飼育中(P3)」



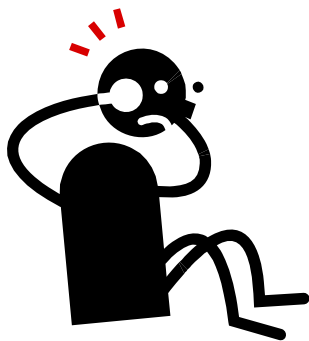
万が一の時は

法律第15条

事故が発生し、拡散防止措置が執ることができない時は、

- ① 直ちに**応急措置**を執る。
- ② 速やかに事故の状況、執った措置の概要を**主務大臣に報告**する。

事故発生



応急措置



報告

